

## 「島本町障害者グループホーム開設支援事業補助金」の案内

島本町では、町内での障害者グループホームの設置促進を図るため、町独自の開設費用補助制度を実施しています。（平成26年度から開始）

※令和8年度に補助内容を拡充し、補助上限額を200万円から750万円に増額しています。

### < 制度の概要 >

補助対象団体	※次の全ての要件を満たす法人 ① 町内で障害者グループホームを新設または増設する法人 ② 開設するグループホームの入居定員の <b>1/2以上</b> が島本町の支給決定者 ※申請時点で入居割合が未定の場合は、町民の1/2以上利用を条件として申請 ③ 同一年度にこの補助を受けていないこと（1法人につき補助は年度に1回）										
補助対象経費	※グループホームの開設に要する次に掲げる費用のうち、町長が適当と認めた経費（ただし、国その他の団体からの助成金等の収入は控除する） <table border="1" data-bbox="360 797 1455 1478"> <tr> <td data-bbox="367 797 619 837">①改修費</td> <td data-bbox="625 797 1449 837">既存の建物の改修又は増築に要する費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 846 619 887">②建設・購入費</td> <td data-bbox="625 846 1449 887">建物の新築又は購入に要する費用（土地の購入費を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 896 619 1052">③設備費</td> <td data-bbox="625 896 1449 1052">                     ● 入居者の共同生活に必要な共用設備                      ● その他安全確保に必要な設備（防災・緊急時・バリアフリー等）                      （移動用リフト、誘導灯、避難器具、調理設備の電化、スプリンクラー、火災報知設備など）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1061 619 1397">④備品購入費</td> <td data-bbox="625 1061 1449 1397">                     ● 入居者の共同生活に必要な共用備品                      （共有スペースの電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、冷蔵庫、掃除機、洗たく機、乾燥機、エアコン、テーブル、イス、ソファ、食器棚、TVなど）                      ※<b>照明器具、防災製品のカーペット・カーテンは全部屋対象</b>                      ● <b>支援員の宿泊又は体験入居</b>に必要な寝具等の備品（ベッド・布団等）                      ● 安全確保に必要な備品（防災・緊急時・バリアフリー）                      （消火器、緊急通報装置、スロープ など）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1406 619 1473">⑤借上初期費用</td> <td data-bbox="625 1406 1449 1473">                     ● 土地・建物の借上げに要する初期費用（保証金、敷金、礼金など）                      ※退去時に貸主から返還される費用を除く                 </td> </tr> </table> <p data-bbox="367 1523 1449 1608"> <b>【補助対象外経費】</b> 次の経費は補助対象外とします。                      ● マンション等の共同住宅の共有部分の改修費用 など                 </p>	①改修費	既存の建物の改修又は増築に要する費用	②建設・購入費	建物の新築又は購入に要する費用（土地の購入費を含む）	③設備費	● 入居者の共同生活に必要な共用設備 ● その他安全確保に必要な設備（防災・緊急時・バリアフリー等） （移動用リフト、誘導灯、避難器具、調理設備の電化、スプリンクラー、火災報知設備など）	④備品購入費	● 入居者の共同生活に必要な共用備品 （共有スペースの電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、冷蔵庫、掃除機、洗たく機、乾燥機、エアコン、テーブル、イス、ソファ、食器棚、TVなど） ※ <b>照明器具、防災製品のカーペット・カーテンは全部屋対象</b> ● <b>支援員の宿泊又は体験入居</b> に必要な寝具等の備品（ベッド・布団等） ● 安全確保に必要な備品（防災・緊急時・バリアフリー） （消火器、緊急通報装置、スロープ など）	⑤借上初期費用	● 土地・建物の借上げに要する初期費用（保証金、敷金、礼金など） ※退去時に貸主から返還される費用を除く
①改修費	既存の建物の改修又は増築に要する費用										
②建設・購入費	建物の新築又は購入に要する費用（土地の購入費を含む）										
③設備費	● 入居者の共同生活に必要な共用設備 ● その他安全確保に必要な設備（防災・緊急時・バリアフリー等） （移動用リフト、誘導灯、避難器具、調理設備の電化、スプリンクラー、火災報知設備など）										
④備品購入費	● 入居者の共同生活に必要な共用備品 （共有スペースの電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、冷蔵庫、掃除機、洗たく機、乾燥機、エアコン、テーブル、イス、ソファ、食器棚、TVなど） ※ <b>照明器具、防災製品のカーペット・カーテンは全部屋対象</b> ● <b>支援員の宿泊又は体験入居</b> に必要な寝具等の備品（ベッド・布団等） ● 安全確保に必要な備品（防災・緊急時・バリアフリー） （消火器、緊急通報装置、スロープ など）										
⑤借上初期費用	● 土地・建物の借上げに要する初期費用（保証金、敷金、礼金など） ※退去時に貸主から返還される費用を除く										
補助金額	「補助基準額」（基準単価×入居定員）と、「補助対象経費」（国庫補助等を控除）のうち、低い方の金額（千円未満の端数切捨て）※上限 750 万円 補助基準額 = 基準単価 <b>50万円</b> × 入居定員数 （補助上限額 <b>750万円</b> ） 例) 10人定員の場合… 50万円×10人 = 500万円 例) 15人定員の場合… 50万円×15人 = 750万円										

申請先  
問合せ先

〒618-8570 島本町桜井 2-1-1

島本町役場 福祉推進課（役場2階29番窓口）

電話 075-962-7460 メール fukushi@shimamotocho.jp

町HP→  
要綱・様式  
を掲載



【令和8年4月改訂】

## ＜手続きの流れ＞

① 事前協議	<p>グループホームの計画段階で、参考資料を添えて、福祉推進課に相談（協議）          ※予算確保の都合上、計画・検討段階から、なるべく早めにご相談ください。</p>
② 交付申請	<p>事業計画書・予算書などを添えて福祉推進課に申請          ※申請時期は、国庫補助協議などが終了してから（国庫補助内示後、着工前に）</p> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）  <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号）  <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号）            （その他添付書類）</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書（案）の写し（工事・物件売買・借上げ）  <input type="checkbox"/> 見積書の写し（工事・物件売買・設備・備品）  <input type="checkbox"/> グループホームの位置図、建物の図面、工事予定箇所の写真  <input type="checkbox"/> 備品・設備等の内容が分かるパンフレット等の資料  <input type="checkbox"/> 法人の定款及び登記事項証明書の写し、法人の役員名簿  <input type="checkbox"/> グループホームの入居予定者名簿  <input type="checkbox"/> グループホームの指定申請（協議）書類の写し</p> </div>
③ 交付決定	<p>町で審査のうえ、補助金交付の可否、補助金額を決定して法人に通知          ⇒ 「補助金交付決定通知書」により通知</p>
※事業の変更・中止の場合	<p>交付決定後に対象事業を変更または中止するときは、福祉推進課に届け出</p> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 補助事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）  <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） ※変更の場合  <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号） ※変更の場合            （その他添付書類）</p> <p><input type="checkbox"/> 変更内容がわかる資料（見積書、図面など）</p> </div> <p>⇒ 「補助事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書」により通知</p>
④ 実績報告	<p>事業完了後、実績報告書・決算書などを福祉推進課に提出          ※「事業完了日」は、開設日ではなく、整備工事等が終了し、事業所指定もおりた状態を指す。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金実績報告書（様式第7号）  <input type="checkbox"/> 事業報告書（様式第8号）  <input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第9号）            （その他添付書類）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求書・領収書の写し（工事・物件売買・借上げ・備品・設備）  <input type="checkbox"/> 建物の図面、工事箇所の施工後の写真、設置した設備・備品の写真  <input type="checkbox"/> グループホームの入居者名簿、グループホームの指定書の写し  <input type="checkbox"/> グループホームの運営規程・重要事項説明書・利用契約書</p> </div> <p>※補助事業に関する領収書・帳簿等については、5年間の保存が必要です。</p>
⑤ 補助金確定	<p>町で審査のうえ、補助金額を確定して法人に通知          ⇒ 「補助金確定通知書」により通知</p>
⑥ 補助金交付	<p>確定通知を受けた法人は、補助金を町に請求し、交付（振込）を受ける。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金交付請求書（様式第11号）</p> </div>